【タイ】タイ知的財産局のコンピュータシステム障害による同局管轄の法定期間延長申請および手続に関する局告示

2022 年 8 月 11 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局のコンピュータシステム障害による同局管轄の法定期間延長申請および手続に関する局告示についてのお知らせです。

2022 年 8 月 5 日以降、タイ知的財産局のコンピュータシステムに障害が生じ、オンラインサービスが停止していることで同局が管轄する各種手続ができない状況にあるため、同局は 2022 年 8 月 9 日付けで延長申請手続に関する以下の内容の局告示 No.250/2565 を発行した。

(1) 同局のコンピュータシステム障害により法定期間内に申請書や願書の提出手続、または如何なる手続を行うことができなかった者は、期間を徒過した手続を行うための期間延長申請を行うことができる。
(2) (1) の手続のための期間延長申請は本告示の末尾に添付する書式を使用し、前述した状況の終了日から 15 日以内に以下の方法で提出すること。
(2.1) 知的財産局に提出する
(2.2) 県の商務事務所に提出する、または
(2.3) 電子メールで提出する

申請の種類及び電子メールアドレスは以下のとおり。
【商標】 etrademark@ipthailand.go.th
【発明特許および小特許】 patent_ro@ipthailand.go.th
【PCT】 pct@ipthailand.go.th
【意匠特許】 edesign@ipthailand.go.th
【商標の審判請求】 dip.appeal1@gmail.com
【特許の審判請求】 legalunit3@gmail.com
【著作権】 mncopy.dip@gmail.com

情報公開日
2022 年 8 月 10 日

URL 等

https://www.ipthailand.go.th/th/index.html

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。